

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月21日
【計算期間】	第10期 （自 平成24年2月28日 至 平成24年8月27日）
【ファンド名】	ユナイテッド為替参照ファンド2007-09
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 岡田 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【事務連絡者氏名】	久保田 智之
【連絡場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル
【電話番号】	03-5542-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ユーロ円債への投資を通じて、実質的に、分配金収益を追求しつつ、期中評価日の東京時間午前10時における米ドル／円為替レートが一定水準まで円高にならない場合の元本の確保を目指し、また、一定水準まで円安になった場合は繰上償還します。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内	株 式	インデックス型
		債 券	
	海 外	不動産投信	
	内 外	その他資産 (通貨)	特殊型 (条件付運用型)
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券	年6回 (隔月)	欧州	条件付運用型
		アジア	
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア	ロング・ショート 型?絶対収益追求型
不動産投信	日々	中南米	
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ	
資産複合 ()		中近東 (中東)	その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、償還条件が米ドル/円為替レートの水準により決定するユーロ円債を直接の投資対象としております。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（債券 その他債券）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（その他資産（通貨））とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド).....「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)特殊型.....目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- 一般.....次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 大型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 中小型株.....目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- 一般.....次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 公債.....目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む、以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 社債.....目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
 格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3)不動産投信.....これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

- (4)その他資産.....組入れている資産を記載するものとする。

- (5)資産複合.....以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- 資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
 資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- 年1回.....目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
 年2回.....目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 年4回.....目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 年6回(隔月).....目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 年12回(毎月).....目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 日々.....目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 その他.....上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- グローバル.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 日本.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 北米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 欧州.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アジア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 オセアニア.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中南米.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 アフリカ.....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 中近東(中東).....目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ファミリーファンド.....目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- 為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型.....目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（平成22年7月1日現在）

上記は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧頂けます。

ファンドの特色

主として償還条件が米ドル／円為替レートの水準により決定するユーロ円債を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。また、原則としてユーロ円債の銘柄入替えは行わず、当該ユーロ円債が償還されるまで保有します。

組入れたユーロ円債の格付が著しく悪化した場合等には、委託者の判断で、当該ユーロ円債を途中売却することがあります。この場合には、当ファンドの運用方針等が達成されないことがあります。

特徴

1

条件付で元本 確保をめざします

期中評価日^(注1)の米ドル・円為替レートが、設定時の水準より25円以上円高にならなければ、元本を確保して償還することをめざします。

●期中評価日の米ドル・円為替レート^(注2)が、一度も【当初為替－25円】以上の円高（例えば当初為替が120円の場合95円以上の円高）にならなかった場合、元本の103%程度を確保して満期償還することをめざします。

●期中評価日の米ドル・円為替レート^(注2)が、一度でも【当初為替－25円】以上の円高（例えば当初為替が120円の場合95円以上の円高）になり、かつ繰上償還にならなかった場合、当初為替と計算日為替の変動率に連動した償還となります。（この場合、償還額は投資元本を下回る場合があります。）

+

特徴

2

年2回（2月と8月） 分配金の支払いをめざします

1年目約800円、2年目約50円、3年目以降年約10円の分配金が支払われる予定です。（1万口あたり、税引前）

●償還まで年2回の決算日に、1年目は約400円が2回、2年目は約25円が2回、3年目以降は約5円が年2回の分配金（いずれも1万口あたり、税引前）が支払われる予定です。

●決算日は毎年2月25日と8月25日です（当該日が休業日の場合は翌営業日となります）。



特 徴

3

年2回繰上償還の可能性がります

約1年後以降、年2回の**期中評価日**の米ドル・円為替レートが、**早期償還条件水準**以上の円安であれば、元本を確保して繰上償還することをめざします。

- **期中評価日**の米ドル・円為替レート^(注2)が**早期償還条件水準**以上の円安になった場合は、満期を待たずに、元本を確保して繰上償還することをめざします。
- 最も早く繰上償還となる可能性のある日は2008年8月25日となります。

(注1) オレンジ色で記載されている用語の定義は下記の説明をご覧ください。

(注2) 東京時間午前10時における米ドル・円為替レート。情報提供会社であるロイター社のJPNUページのミッドレートにて特定いたします。

期 中 評 価 日：信託期間中において、定期的に米ドル・円為替レートを確認し、当ファンドが設けている条件を充足しているかどうかをチェックする日をいいます。設定日から約1年後に最初の期中評価日を迎え、それ以後は6ヵ月ごととなります。

2007年7月20日現在では、期中評価日は以下の予定となっております（法令の変更等により休業日に変更された場合には、この限りではありません）。

①2008年8月12日 ②2009年2月10日 ③2009年8月12日 ④2010年2月10日 ⑤2010年8月12日
⑥2011年2月14日 ⑦2011年8月12日 ⑧2012年2月13日 ⑨2012年8月13日 ⑩2013年2月8日
⑪2013年8月12日 ⑫2014年2月10日

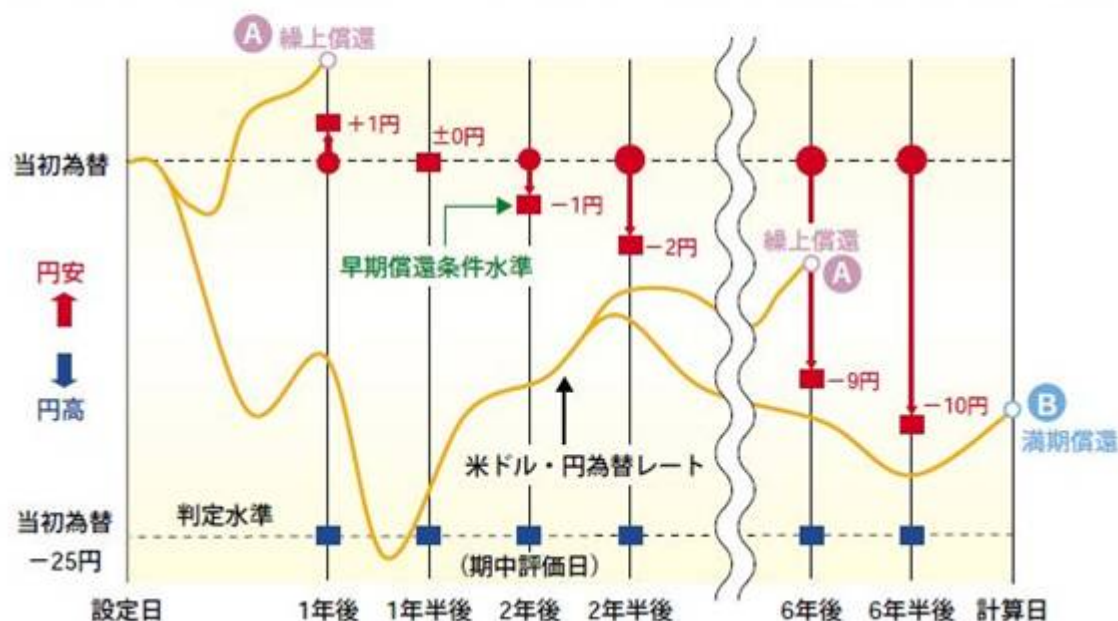
当 初 為 替：ファンド設定日（2007年9月7日）の東京時間午前10時における米ドル・円為替レート^(注2)をいいます。

計 算 日 為 替：計算日（2014年8月12日）の東京時間午前10時における米ドル・円為替レート^(注2)をいいます。

早期償還条件水準：期中評価日において、ある水準以上の円安になった場合、満期を待たずにファンドは繰上償還されますが、その場合の判断の基準となる米ドル・円為替レート^(注2)をいいます。最初の期中評価日には、当初為替+1円の水準が判断基準となり、それ以後は6ヵ月ごとに1円ずつ円高の水準に設定されます（例えば、当初為替が120円の場合、最初の期中評価日の早期償還条件水準は121円となり、その後6ヵ月ごとに120円、119円、118円…となり、最後の早期償還条件水準は110円となります）。

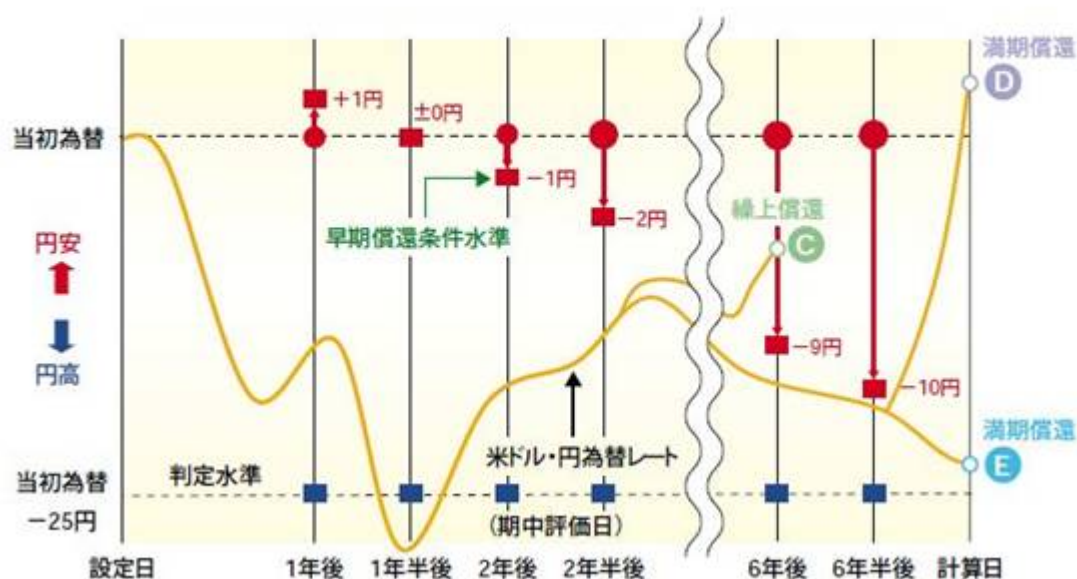
米ドル・円為替レートの推移と償還の例（イメージ）

● 期中評価日の米ドル・円為替レートが一度も判定水準以上の円高にならなかった場合



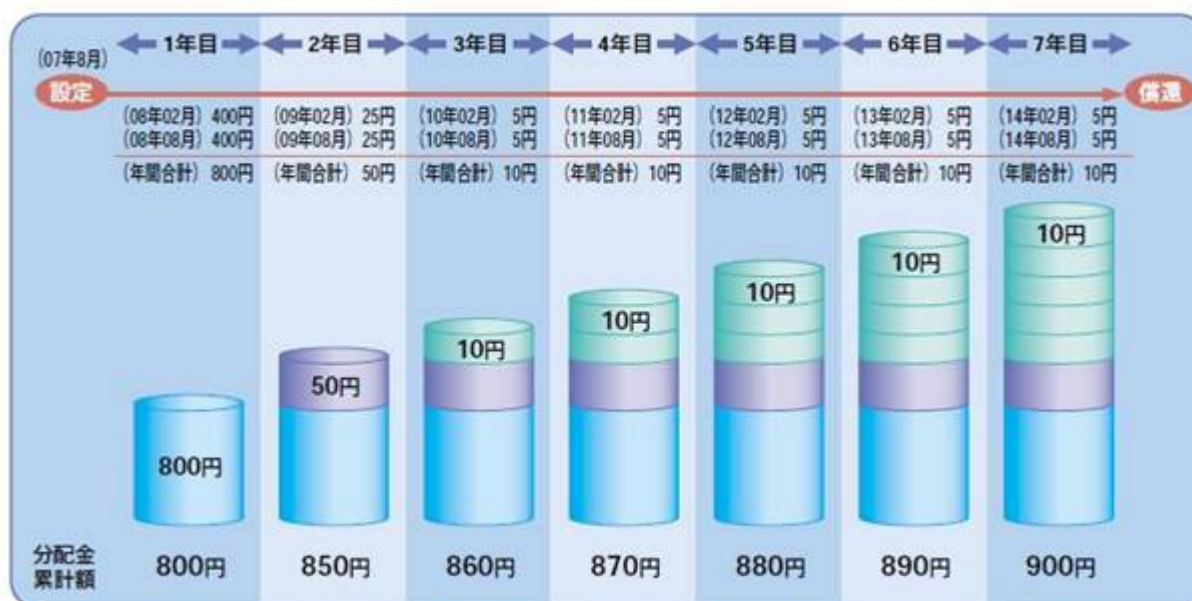
ケースA	ケースB
ケースAおよびケースBとも、どの期中評価日においても米ドル・円為替レートが一度も判定水準（当初為替－25円）以上の円高にならなかった場合の説明です。	
いずれかの期中評価日において早期償還条件水準以上の円安になった場合は、その直後の決算日に元本の103%確保をめざしてファンドは繰上償還されます。（最も早く繰上償還となる可能性のある日は2008年8月25日となります。）	どの期中評価日においても早期償還条件水準以上の円安にならなかった場合、繰上償還条項は適用されず、ファンドは約7年後に元本の103%確保をめざして満期償還されます。
繰上償還価額＝元本×103%程度	満期償還価額＝元本×103%程度
元本確保をめざした上で、繰上償還までに目標とする分配金を受取ることができます。（受取る分配金の累計額は繰上償還までに要した期間によって異なります。）	元本確保をめざした上で、満期償還までに目標とする分配金を受取ることができます。（受取る分配金の累計額は1万口あたり税引前で900円程度を目標とします。）

● 期中評価日の米ドル・円為替レートが一度でも判定水準以上の円高になった場合



ケースC	ケースD	ケースE
ケースC、ケースD、ケースEとも、いずれかの期中評価日において米ドル・円為替レートが一度でも判定水準（当初為替－25円）以上の円高になった場合の説明です。		
判定水準（当初為替－25円）以上の円高になった後、いずれかの期中評価日において早期償還条件水準以上の円安になった場合は、その直後の決算日に元本の103%確保をめざしてファンドは繰上償還されます。	判定水準（当初為替－25円）以上の円高になった後、どの期中評価日においても繰上償還条件水準以上の円安にならなかった場合、繰上償還条項は適用されず、ファンドは約7年後に当初為替と計算日為替の変動率に連動した償還価額をめざしつつ満期償還されます。	
繰上償還価額 ＝元本×103%程度	満期償還価額＝元本×100%× $\frac{\text{計算日為替}}{\text{当初為替}}$ 程度	
元本確保をめざした上で、繰上償還までに目標とする分配金を受取ることができます。（受取る分配金の累計額は繰上償還までに要した期間によって異なります。）	計算日（2014年8月12日）の為替水準が当初為替の水準より円安であった場合には満期償還価額は元本を上回ります。また、満期償還までに目標とする分配金を受取ることができます。（受取る分配金の累計額は1万口あたり税引前で900円程度を目標とします。）	計算日（2014年8月12日）の為替水準が当初為替の水準より円高であった場合には満期償還価額は元本を下回ります。この場合は、満期償還までに受取る目標とする分配金（受取る分配金の累計額は1万口あたり税引前で900円程度を目標とします。）を超えて損失を被る可能性があります。

目標とする分配金の支払スケジュール



(注1) 目標とする分配金はいずれも1万口あたり税引前の金額です。

(注2) ファンドが繰上償還された場合は、それ以後の分配金の支払はありません。

当初為替：設定日（2007年9月7日）の東京時間午前10時における米ドル・円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）

計算日為替：計算日（2014年8月12日）の東京時間午前10時における米ドル・円為替レート（ロイターページJPNUミッドレート参照）

判定水準：当初為替－25円

早期償還条件水準：①当初為替＋1円 ②当初為替±0円 ③当初為替－1円 ④当初為替－2円 ⑤当初為替－3円
⑥当初為替－4円 ⑦当初為替－5円 ⑧当初為替－6円 ⑨当初為替－7円 ⑩当初為替－8円
⑪当初為替－9円 ⑫当初為替－10円

期中評価日：初回期中評価日は設定日から約1年後、以降6ヵ月ごとになります。

2007年7月20日現在では以下の予定となっております。

なお、法令の変更等により休業日が変更された場合には、この限りではありません。

①2008年8月12日 ②2009年2月10日 ③2009年8月12日 ④2010年2月10日 ⑤2010年8月12日
⑥2011年2月14日 ⑦2011年8月12日 ⑧2012年2月13日 ⑨2012年8月13日 ⑩2013年2月8日
⑪2013年8月12日 ⑫2014年2月10日

『ファンドの投資対象』

- S G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス N . V .（仏系銀行ソシエテ ジェネラルの100%子会社）が発行するユーロ円債を主要投資対象とします。
- ソシエテ ジェネラルはフランスを本拠地とし、100年以上の歴史を有するユニバーサルバンクです。傘下には、500を越す海外支店および海外子会社よりなるソシエテジェネラルグループグローバルネットワークを展開し82カ国に163,000名の社員を擁するユーロ資本市場でトップ3に入るインベストメントバンクです。

ファンドの仕組み



信託金限度額

100億円を限度とします。

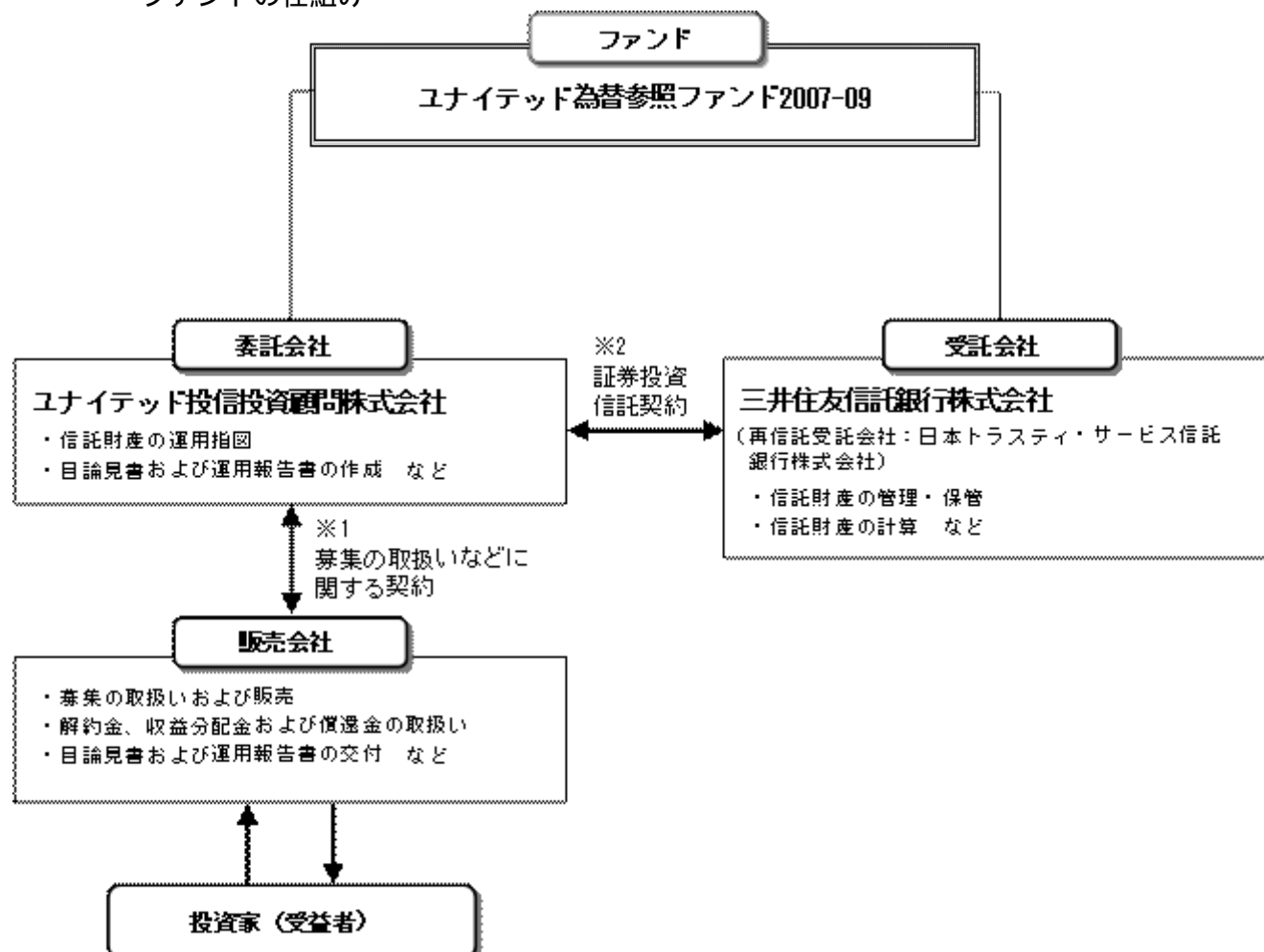
(2) 【ファンドの沿革】

平成19年9月7日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（平成24年9月末現在）

1) 資本金

11億5,500万円

2) 沿革

平成11年9月17日： 米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立

平成11年10月26日： 証券投資信託委託業の認可取得

平成12年10月6日： オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。

平成16年1月20日： 投資顧問会社として登録

平成17年3月30日： 日本アジアホールディングス株式会社の傘下となる。

平成17年10月31日： 投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更

平成19年9月30日： 金融商品取引業者として登録

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
日本アジアホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル7階	4,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として償還条件が米ドル/円為替レートの水準により決定するユーロ円債を主要投資対象とし、組入比率を高位に保ちます。また、原則としてユーロ円債の銘柄入替えは行わず、当該ユーロ円債が償還されるまで保有します。

組入れたユーロ円債の格付けが著しく悪化した場合等には、委託者の判断で、当該ユーロ円債を途中売却することがあります。この場合には、当ファンドの運用方針等が達成されないことがあります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株の引受権を表示する証券もしくは証書（新株引受権証券を除きます。）
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
- 8．外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの。
- 9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 10．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

13．外国法人が発行する譲渡性預金証書

14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの。

なお、第1号の証券または証書、第8号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第8号の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するもののおよび第10号に記載する投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号の証券および第10号（投資法人債券を除きます。）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

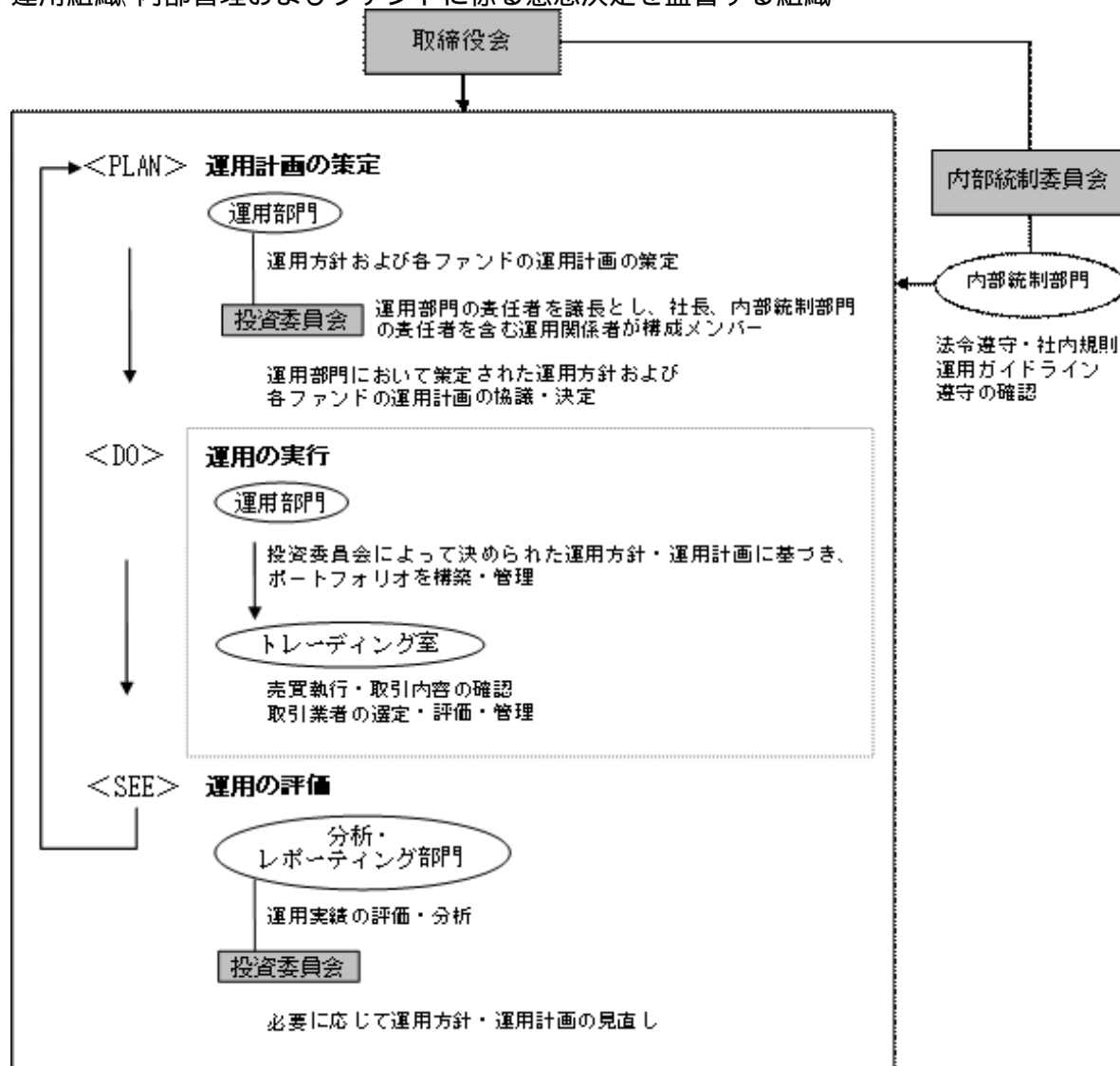
3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程
- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引管理規程
- ・役職員等が自己の計算で行う株式等の取引規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（６名程度）、顧客とのリレーションを担当する投信営業部門および年金営業部門（６名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（４名程度）、ファンド計理を担当する業務部門（３名程度）、トレーディングを担当するトレーディング室（２名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート）を担当する分析・レポート部門（３名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（３名程度）は、当社規程に従って、業務を分担しかつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行）については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託

銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

上記の運用体制は、平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
元本超過額または経費控除後の配当等収益のいずれが多い額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託者が、信託契約締結日に定める目標分配額を参考として、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 外貨建て資産への直接投資は行いません。
- 2) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- 3) 同一銘柄の新株引受権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- 5) 先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- 6) 資金の借入れ
 - 1 . 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
 - 2 . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。但し資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - 3 . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、ユーロ円債への投資等を通じて、実質的に値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

投資環境の変化に伴うリスク

当ファンドは、繰上償還時や繰上償還がない場合においても一定の条件を満たした場合に投資元本を確保する仕組みの債券に投資しますが、投資環境等の変化により、当該条件に該当しない場合には、投資元本を下回っての償還となることがあります。また、予想外のファンド運営コストが生じた場合には当ファンドの運用目標が達成できないことがあります。

為替変動リスク

当ファンドが組入れを予定しているユーロ円債は、米ドル／円為替レートの水準により利払額や償還条件が決定する仕組みとなっているため、当ファンドの収益分配金額や償還価額は米ドル／円為替レートの変動によって変動します。また、期中におきましても、当該ユーロ円債は、米ドル／円為替レートの変動性・金利動向・償還までの残存期間等の要因によってその価格が変化するため、当ファンドの一部解約時の解約代金も影響を受け損失を被ることがあります。

銘柄集中リスク（流動性リスク）

当ファンドは、原則としてユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組み入れ、組み入れたユーロ円債の銘柄入れ替えは行わないことを基本方針とします。したがって、当ファンドの基準価額および償還価額は、設定時に組み入れたユーロ円債の価格変動の影響を大きく受けます。また、一部解約等により同債券を一部売却する場合に当ファンドの基準価額を変動させる場合があります。なお、同債券の売却にあたっては特定の金融商品取引業者の買い取りによる形式となることから、当該金融商品取引業者の経営不振等により同債券の買い取りに支障が生じた場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。なお、ユーロ円債については、特定の金融商品取引業者から定期的に時価の提示を受けます。

信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行会社であるSGAソシエテ ジェネラル アクセプタンスN.V.の倒産リスクの影響を受けます。また、発行会社の親会社であるソシエテ ジェネラルが当該ユーロ円債の債務履行を保証していることから、当ファンドはソシエテ ジェネラルの信用リスクの影響も受けます。ソシエテ ジェネラルが経営不振となったり、債務不履行が生じた場合等には、当該ユーロ円債の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

為替レートとの連動性に関する留意点

信託期間中における当ファンドの基準価額の変動率と米ドル／円為替レートの変動率は一致しないため、米ドル／円為替レートが大きく変動した場合でも当ファンドの基準価額が同様に変動するとは限りません。

一部解約に関わる留意点

当ファンドの一部解約の申込受付は、平成20年8月以降平成26年7月まで毎月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に限定されます。当ファンド設定後、上記一部解約受付可能期間以前の当初約1年間は一部解約の申込みはできません。また、当ファンドが繰上償還されることになった場合は、当該繰上償還の決定日以降の一部解約の申込受付はできません。金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求を中止することがあります。当ファンドの一部解約時の価額は、繰上償還時における償還目標額のように投資元本を確保する設計を行っておりません。したがって、投資環境等によっては、一部解約時の価額は、ファンドの目標償還価額や元本を下回ることがあります。

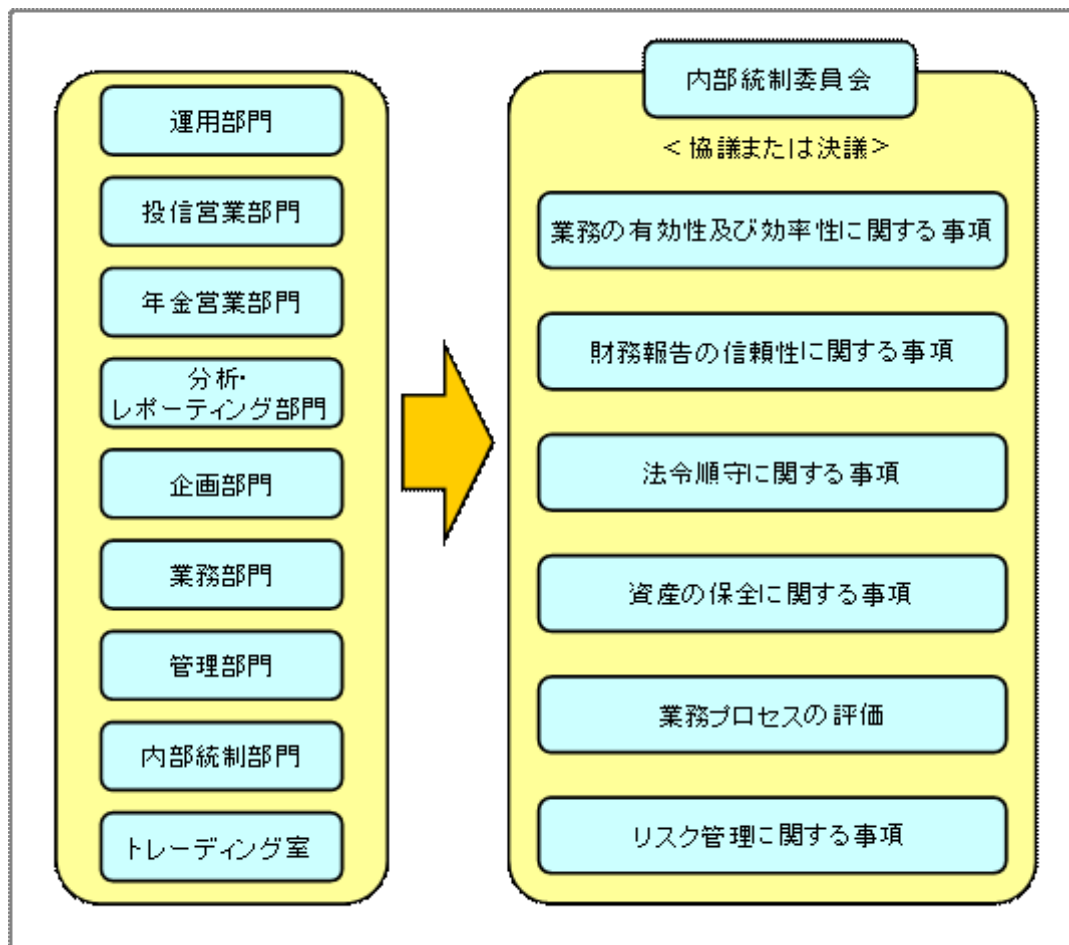
為替レートの計測・公表等に関する留意点

当初為替の決定日、期中評価日、計算日等に、何らかの理由により指標とする米ドル／円為替レートの計測・公表ができなくなった場合、また当該米ドル／円為替レートに重大な修正が行われた場合、または公表された当該米ドル／円為替レートの水準がその後訂正された場合等には、当初為替の決定日、期中評価日、計算日を変更することや、委託会社または組み入れたユーロ円債の計算代理人等が適切と判断する値を用いて当該米ドル／円為替レートとすることがあります。また、当初為替の決定日、期中評価日、計算日等に関する日程は、有価証券届出書提出日（平成19年7月20日）において知り得る暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合には、当該日程が変更になることがあります。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用状況につきましては、パフォーマンス分析・評価の結果を投資委員会に報告し、審議を行います。また、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門・室においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



上記体制は平成24年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.15%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、発行価格（1口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産締結日の信託財産の元本総額に対して2.1%（税抜2.0%）の率を乗じて得た額とし、信託契約締結日から1ヶ月以内の別に定める日に信託財産中から支弁するものとします。当該別に定める日における支弁を除き、期中における信託報酬は収受いたしません。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
2.100%	1.050%	0.945%	0.105%
(2.0%)	(1.0%)	(0.9%)	(0.1%)

括弧内は税抜です。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支払われます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

- ・収益分配金については配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
- ・なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

２）解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
- ・^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
- ・なお、上記の10%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%（所得税7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率となる予定です。

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および収益分配金（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については配当所得として、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。
- ・なお、上記の7%の税率は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

上記は平成24年11月21日現在のものであり、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2012年8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
社債券	オランダ	99,656,907	98.81
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	-	1,197,733	1.19
合計（純資産総額）		100,854,640	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	利率（％）	償還期限	数量又は額面総額	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
オランダ	社債券	EMTN TS (F X L i n k e d 2 0 0 7 - 9)	—	2014/08/19	158,010,000	99.70	157,535,970	63.07	99,656,907	98.81

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
社債券	98.81
合 計	98.81

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】
【純資産の推移】

期別		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	2008年 2月25日	257	269	0.9051	0.9451
第2計算期間末	2008年 8月25日	248	259	0.8714	0.9114
第3計算期間末	2009年 2月25日	200	201	0.7325	0.7350
第4計算期間末	2009年 8月25日	199	200	0.7390	0.7415
第5計算期間末	2010年 2月25日	192	192	0.7167	0.7172
第6計算期間末	2010年 8月25日	160	160	0.7101	0.7105
第7計算期間末	2011年 2月25日	135	135	0.6554	0.6558
第8計算期間末	2011年 8月25日	110	110	0.6207	0.6212
第9計算期間末	2012年 2月27日	108	108	0.6437	0.6442
第10計算期間末	2012年 8月27日	102	102	0.6434	0.6439
2011年 8月末日		110	-	0.6206	-
9月末日		109	-	0.6180	-
10月末日		104	-	0.6118	-
11月末日		103	-	0.6098	-
12月末日		103	-	0.6158	-
2012年 1月末日		105	-	0.6249	-
2月末日		108	-	0.6437	-
3月末日		111	-	0.6724	-
4月末日		107	-	0.6559	-
5月末日		104	-	0.6381	-
6月末日		102	-	0.6432	-
7月末日		100	-	0.6336	-
8月末日		100	-	0.6373	-

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2007年 9月 7日～2008年 2月25日	0.0400
第2期	2008年 2月26日～2008年 8月25日	0.0400
第3期	2008年 8月26日～2009年 2月25日	0.0025
第4期	2009年 2月26日～2009年 8月25日	0.0025
第5期	2009年 8月26日～2010年 2月25日	0.0005
第6期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.0004
第7期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	0.0004
第8期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	0.0005
第9期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	0.0005
第10期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.0005

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2007年 9月 7日～2008年 2月25日	5.49
第2期	2008年 2月26日～2008年 8月25日	0.70
第3期	2008年 8月26日～2009年 2月25日	15.65
第4期	2009年 2月26日～2009年 8月25日	1.23
第5期	2009年 8月26日～2010年 2月25日	2.95
第6期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	0.87
第7期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	7.65
第8期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	5.22
第9期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	3.79
第10期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	0.03

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2007年 9月 7日～2008年 2月25日	285,050,000	—
第2期	2008年 2月26日～2008年 8月25日	—	—
第3期	2008年 8月26日～2009年 2月25日	—	10,900,000
第4期	2009年 2月26日～2009年 8月25日	—	4,000,000
第5期	2009年 8月26日～2010年 2月25日	—	1,200,000
第6期	2010年 2月26日～2010年 8月25日	—	43,534,391
第7期	2010年 8月26日～2011年 2月25日	—	19,300,000
第8期	2011年 2月26日～2011年 8月25日	—	27,565,609
第9期	2011年 8月26日～2012年 2月27日	—	10,200,000
第10期	2012年 2月28日～2012年 8月27日	—	9,100,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

本書提出日現在、取得申込みの受付は行なっておりません。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（1）解約の受付

- ・平成20年8月15日以降、原則毎月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）の販売会社の営業時間までに一部解約の実行を請求することができます。当該一部解約の請求の受付時間を過ぎた一部解約の請求は、翌月の一部解約の請求となります。
- ・ただし、平成20年8月14日以前において、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、破産の場合は破産管財人）は、次の事由により委託者に1万口以上1口単位もしくは指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって原則毎月15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に一部解約の実行を請求することができます。
 1. 受益者が死亡したとき
 2. 受益者が天災地変、その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 3. 受益者が破産手続開始の決定を受けたとき
 4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 5. その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めたとき
- ・また、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ・この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（ただし、当該計算日が一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

（2）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（1億口または1億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（3）解約価額

解約請求受付日（毎月15日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）の属する月の25日（当該日が休業日の場合は翌営業日、以下「基準価額適用日」といいます。）の基準価額となります。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク >

電話 番 号：03 - 5542 - 7150

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

（4）手取額

- 1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。
- 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
- 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（5）解約単位

1万口以上1口単位

（6）解約代金の支払い

原則として、基準価額適用日から起算して5営業日目からお支払いします。

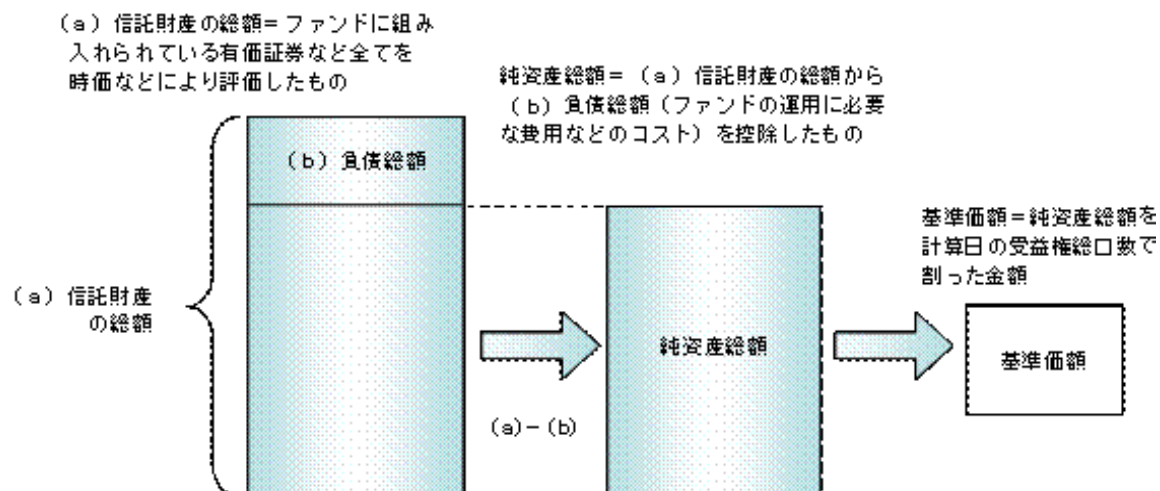
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
 - ・価格情報会社の提供する価額
- 残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03-5542-7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.unitedinv.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成26年8月25日までとします（平成19年9月7日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年2月26日から8月25日まで、および8月26日から翌年2月25日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が5億口を下回る事となった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
 - 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
 - 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 主要投資対象であるユーロ円債が別に定める早期償還条項に該当することとなった場合
 - ロ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 償還金について
- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
 - ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

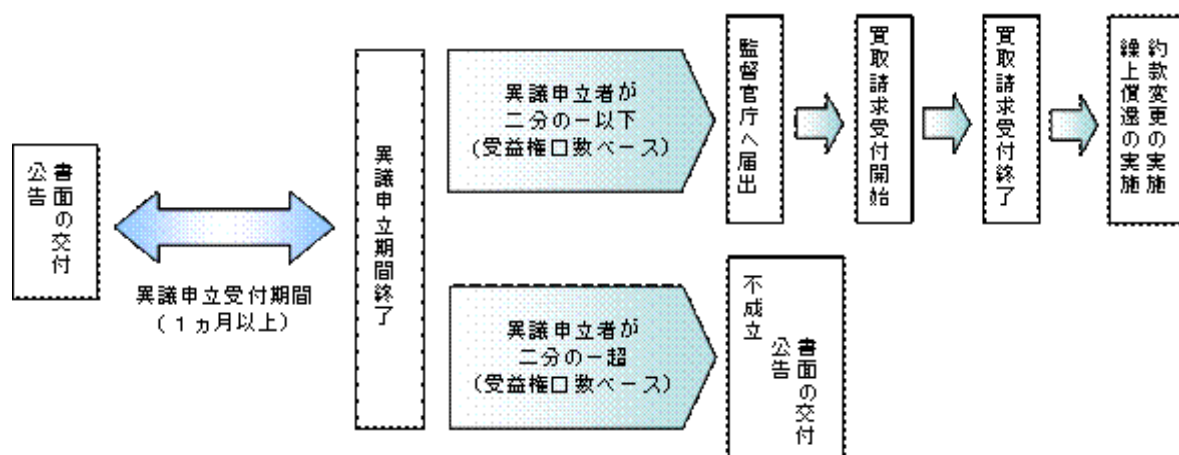
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間（平成24年2月28日から平成24年8月27日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

ユナイテッド為替参照ファンド2007-09

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成24年 2月27日現在)	第10期 (平成24年 8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,866,403	1,864,636
社債券	107,106,375	100,604,967
未収入金	63,150	631,800
未収利息	5	5
流動資産合計	109,035,933	103,101,408
資産合計	109,035,933	103,101,408
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	84,175	79,625
その他未払費用	578,290	561,277
流動負債合計	662,465	640,902
負債合計	662,465	640,902
純資産の部		
元本等		
元本	168,350,000	159,250,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	59,976,532	56,789,494
元本等合計	108,373,468	102,460,506
純資産合計	108,373,468	102,460,506
負債純資産合計	109,035,933	103,101,408

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 平成23年 8月26日 至 平成24年 2月27日	第10期 自 平成24年 2月28日 至 平成24年 8月27日
営業収益		
受取利息	740,217	731,923
有価証券売買等損益	3,822,451	8,808
営業収益合計	4,562,668	723,115
営業費用		
その他費用	650,000	619,982
営業費用合計	650,000	619,982
営業利益	3,912,668	103,133
経常利益	3,912,668	103,133
当期純利益	3,912,668	103,133
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	67,718,995	59,976,532
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,913,970	3,163,530
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,913,970	3,163,530
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	84,175	79,625
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	59,976,532	56,789,494

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第10期	
	自 平成24年 2月28日 至 平成24年 8月27日	
1. 有価証券の評価基準および評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格提供会社の提示する価額又は日本証券業協会発表の店頭基準気配値段等で評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成24年2月25日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成24年2月27日としており、平成24年8月25日及びその翌日が休日のため、当計算期間末日を平成24年8月27日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期	第10期
	(平成24年 2月27日現在)	(平成24年 8月27日現在)
1. 投資信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額および元本残存率		
設定年月日	平成19年9月7日	平成19年9月7日
設定元本額	285,050,000円	285,050,000円
期首元本額	178,550,000円	168,350,000円
元本残存率	59.0%	55.8%
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は59,976,532円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は56,789,494円であります。
3. 計算期間末日における受益権の総数	168,350,000口	159,250,000口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 9 期		
自 平成23年 8月26日 至 平成24年 2月27日		
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額88,413円(1万口当たり5.25円)のうち、84,175円(1万口当たり5円)を分配金額としております。		
項目		
当ファンドの配当等収益額	A	740,217円
親ファンドの配当等収益額	B	- 円
配当等収益合計額	C = A + B	740,217円
経費	D	650,000円
差引配当等収益額	E = C - D	90,217円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	168,350,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	171,783,333口
分配可能額	H = E × F / G	88,413円
1万口当たり分配可能額	I = H / F × 10,000	5.25円
1万口当たりの分配額	J	5.00円
収益分配金金額	K = F × J / 10,000	84,175円

第10期

自 平成24年 2月28日 至 平成24年 8月27日

分配金の計算過程

計算期末における分配対象金額109,198円(1 万口当たり6.85円)のうち、79,625円(1 万口当たり5円)を分配金額としております。

項目		
当ファンドの配当等収益額	A	731,923円
親ファンドの配当等収益額	B	- 円
配当等収益合計額	C = A + B	731,923円
経費	D	619,982円
差引配当等収益額	E = C - D	111,941円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	159,250,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	163,250,000口
分配可能額	H = E × F / G	109,198円
1 万口当たり分配可能額	I = H / F × 10,000	6.85円
1 万口当たりの分配額	J	5.00円
収益分配金金額	K = F × J / 10,000	79,625円

(金融商品に関する注記)

項目	第9期 自 平成23年 8月26日 至 平成24年 2月27日	第10期 自 平成24年 2月28日 至 平成24年 8月27日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（有価証券関係に関する注記）」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法 社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左 ・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法 同左
--------------------------	--	--

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期 自 平成23年 8月26日 至 平成24年 2月27日	第10期 自 平成24年 2月28日 至 平成24年 8月27日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
社債券	7,477,471	3,468,592
合計	7,477,471	3,468,592

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第9期 （平成24年 2月27日現在）	第10期 （平成24年 8月27日現在）
1口当たり純資産の額 （1万口当たり）	0.6437円 （6,437円）	0.6434円 （6,434円）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	E M T N T S (F X L i n k e d 2 0 0 7 - 9)	158,010,000	100,604,967	
合計			158,010,000	100,604,967	

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2012年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	100,869,058 円
負債総額	14,418 円
純資産総額（ - ）	100,854,640 円
発行済口数	158,250,000 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6373 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**（1）名義書換**

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

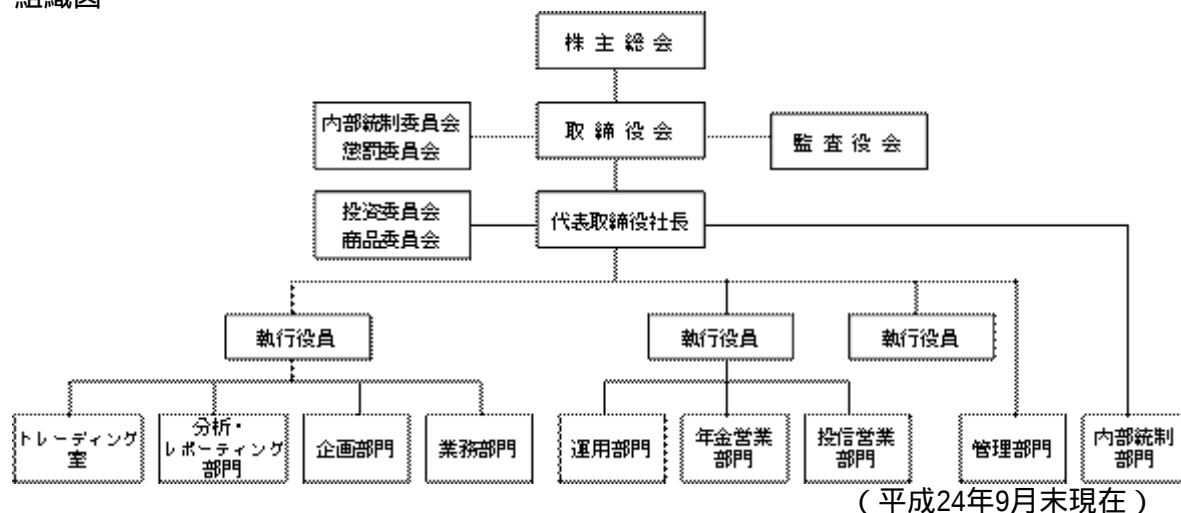
（1）資本金の額等

平成24年9月末現在の委託会社の資本金の額：	1,155,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	平成19年11月30日に250,000,000円の増資 平成21年11月30日に125,000,000円の増資

（2）委託会社等の機構

平成24年9月末現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上7名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。
投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。
3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

（平成24年9月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

- ・平成24年9月末現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数54本、純資産総額50,188百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	49	44,706
単位型株式投資信託	5	5,482
合計	54	50,188

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、新日本有限責任監査法人が主催する研修会等に積極的に参加しており、また、会計基準等の情報交換も密に行っております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	199,379	133,219
関係会社短期貸付金	50,000	-
前払費用	12,527	10,251
未収入金	137	9
未収委託者報酬	114,316	90,344
未収収益	92,795	88,990
立替金	24,595	68,601
流動資産合計	493,752	391,417
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 7,263	6,195
器具備品（純額）	*1 2,142	1,843
リース資産（純額）	*1 503	-
有形固定資産合計	9,908	8,039
無形固定資産		
ソフトウェア	2,715	54,495
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	4,010	55,789
投資その他の資産		
破産更生債権等	2,459	2,459
長期差入保証金	21,789	21,613
長期前払費用	929	542
貸倒引当金	2,459	2,459
投資その他の資産合計	22,719	22,156
固定資産合計	36,638	85,985
資産合計	530,390	477,403
負債の部		
流動負債		
預り金	12,033	31,664
未払金	13,933	13,886
未払手数料	38,185	23,630
リース債務	558	-
未払費用	3,147	4,379
未払委託調査費	77,799	47,490
未払法人税等	2,686	3,165
未払消費税等	4,412	2,490
前受収益	815	815
賞与引当金	6,637	5,318
流動負債合計	160,210	132,841
固定負債		
長期前受収益	1,961	1,146
固定負債合計	1,961	1,146
負債合計	162,172	133,987
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		

資本準備金	125,000	125,000
資本剰余金合計	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	911,781	936,584
利益剰余金合計	911,781	936,584
株主資本合計	368,218	343,415
純資産合計	368,218	343,415
負債・純資産合計	530,390	477,403

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	625,535	798,049
投資助言報酬	5,467	53,565
運用受託報酬	231,906	215,905
投資兼業報酬	7,193	3,190
営業収益合計	870,101	1,070,711
営業費用		
支払手数料	222,650	170,286
広告宣伝費	1,574	3,474
調査費	54,408	47,010
委託調査費	196,579	367,476
図書費	533	197
委託計算費	1,918	1,862
通信費	4,334	4,521
印刷費	7,815	3,781
諸会費	2,405	2,270
営業費用合計	492,221	600,882
一般管理費		
給料・手当	277,417	252,569
役員報酬	24,600	38,700
賞与引当金繰入額	6,637	—
租税公課	3,764	4,220
不動産賃借料	34,070	34,130
退職給付費用	9,024	7,691
固定資産減価償却費	3,417	4,147
消耗器具備品費	4,367	4,236
機器賃借料	53,683	53,107
法律専門家報酬	4,854	2,061
新人採用費	13,144	4,121
諸経費	101,733	88,941
一般管理費合計	536,714	493,928
営業損失	158,833	24,100
営業外収益		
受取利息	*1 1,107	247
為替差益	—	234
その他営業外収益	30	—
営業外収益合計	1,138	482
営業外費用		
支払利息	37	11
株式交付費	—	115
その他営業外費用	*2 184	107
営業外費用合計	221	234
経常損失	157,916	23,852
特別利益		
賞与引当金戻入額	2,240	—
特別利益合計	2,240	—
特別損失		
固定資産廃棄損	*3 90	—
特別退職加算金	362	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	794	—
特別損失合計	1,247	—
税引前当期純損失	156,923	23,852
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	157,873	24,802

--	--

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,155,000	1,155,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,155,000	1,155,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
資本剰余金合計		
当期首残高	125,000	125,000
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	125,000	125,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	753,907	911,781
当期変動額		
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	911,781	936,584
利益剰余金合計		
当期首残高	753,907	911,781
当期変動額		
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	911,781	936,584
株主資本合計		
当期首残高	526,092	368,218
当期変動額		
新株の発行	-	-
当期純損失	157,873	24,802
当期変動額合計	157,873	24,802
当期末残高	368,218	343,415
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	1	-
当期末残高	-	-
評価換算差額等合計		
当期首残高	1	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	1	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
当期首残高	526,090	368,218
当期変動額		
新株の発行	-	-

当期純損失	157,873	24,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	-
当期変動額合計	157,872	24,802
当期末残高	368,218	343,415

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（１）その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）なお、当事業年度末において残高はございません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項ありません。

2. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

主に定率法を採用しております。

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、当事業年度末において残高はございません。

3. 繰延資産の処理方法

（１）株式交付費

支払時に全額費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

6. その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。
建物附属設備 14,160千円	建物附属設備 15,427千円
器具備品 4,238千円	器具備品 4,644千円
リース資産 1,645千円	

（損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。
受取利息 1,102千円	受取利息 247千円
*2 その他営業外費用	*2 その他営業外費用
業務処理過誤により発生した費用 105千円	解約金 56千円
立替印刷費誤算回収不能額 79千円	業務処理過誤により発生した費用 50千円
*3 固定資産廃棄損の内訳は次の通りであります。	
器具備品 90千円	—

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	—	—	4,600
合 計	4,600	—	—	4,600

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,600	—	—	4,600
合 計	4,600	—	—	4,600

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

当事業年度中にリース契約が終了したことにより、該当ありません。

（2）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、現状、資金運用については短期的な預金等を中心に行っております。また、借入等による資金調達は行っておりません。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び未収収益は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払委託調査費は、1年以内の支払期日です。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
（1）現金及び預金	199,379	199,379	-
（2）関係会社短期貸付金	50,000	50,000	-
（3）未収委託者報酬	114,316	114,316	-
（4）未収収益	92,795	92,795	-
（5）未払委託調査費	(77,799)	(77,799)	-

（＊）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（＊）	時価（＊）	差額
（1）現金及び預金	133,219	133,219	-
（2）未収委託者報酬	90,344	90,344	-
（3）未収収益	88,990	88,990	-
（4）立替金	68,601	68,601	-
（5）預り金	(31,664)	(31,664)	-
（6）未払委託調査費	(47,490)	(47,490)	-

（＊）負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金・（2）未収委託者報酬・（3）未収収益、並びに（4）立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

（5）預り金、及び（6）未払委託調査費

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	199,379
関係会社短期貸付金	50,000
未収委託者報酬	114,316
未収収益	92,795
合計	456,491

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	133,219
未収委託者報酬	90,344
未収収益	88,990
立替金	68,601
合計	381,155

（有価証券関係）

1. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額
株式	-	-
債券	-	-
その他	1,001	1
合計	1,001	1

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項ありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）	前事業年度 （自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
（1）確定拠出年金への掛金支払額	9,024	7,691
小計	9,024	7,691
（2）臨時に支払った割増退職金等	362	-
合計	9,387	7,691

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
繰延税金資産		
繰越欠損金	127,438	409,070
未確定債務	-	3,713
未払事業税	702	842
減価償却超過額	417	225
賞与引当金	2,701	2,021
貸倒引当金	1,001	876
資産除去債務	394	408
繰延税金資産小計	132,655	417,157
評価性引当金	(132,655)	(417,157)
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

この変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響はありません。

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにあたり、使用見込期間は入居から31年間を採用しております。

当事業年度において、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は5,470千円であります。

また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	中国	その他	合計
58,767	120,055	65,744	244,566

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益	関連するセグメント名
Japan Asia Securities Limited	117,053	-

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

委託者報酬

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

投資助言報酬、運用受託報酬及び投資兼業報酬

（単位：千円）

日本	その他	合計
132,044	140,617	272,661

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎として、国または地域に分類しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理役 員の兼任	資金の貸付 資金の回収 貸付金利息 の受取	690,000千円 640,000千円 1,102千円	関係会社短期 貸付金	50,000 千円

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 （被所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
親会社	日本アジアホールディングズ(株)	東京都千代田区	2,641 百万円	投資 事業	被所有 直接 100%	経営管理役 員の兼任	資金の貸付 貸付金利息 の受取	130,000千円 247千円	関係会社短期 貸付金	-

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本アジアグループ(株)（東京証券取引所に上場）

日本アジアホールディングズ(株)（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	80,047円	74,655円
1株当たり当期純損失金額	34,320円	5,391円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
当期純損失	157,873千円	24,802千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	157,873千円	24,802千円
普通株式の期中平均株式数	4,600株	4,600株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成24年4月1日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成24年3月末現在)	事業の内容
愛媛証券株式会社	100百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社東北銀行	8,233百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成24年5月24日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年10月17日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているユナイテッド為替参照ファンド2007-09の平成24年2月28日から平成24年8月27日までの第10期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド為替参照ファンド2007-09の平成24年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月11日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三宅孝典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 井尾稔 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。